

愛媛労発基0108第2号
令和8年1月8日

関係団体の長 殿

愛 媛 労 働 局 長
(公 印 省 略)

令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」の一部改正について

時下、益々御清祥のこととお慶び申し上げます。

平素より、労働行政の推進につきまして、格別のご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、石綿障害予防規則（平成17年厚生労働省令第21号）第3条第1項の規定に基づく石綿等の使用の有無の調査（以下「事前調査」という。）につきましては、令和8年1月1日から、有資格者に事前調査を行わせなければならない対象物に一部の工作物が追加されました。

これに伴い、厚生労働省による令和2年8月4日付け基発0804第8号「石綿障害予防規則等の一部を改正する省令等の施行について」が別紙の新旧対照表のとおり改正され、令和8年1月1日から適用されておりますので、関係者への周知につきまして特段のご配慮を賜りたくお願い申し上げます。